

令和3年度
雲仙市建設工事説明会

令和3年11月15日
雲仙市 総務部 契約検査課

－ 目 次 －

■建設工事にかかる入札制度について

1. 等級の格付の基準について（確認事項）
2. 工事別発注基準について（確認事項）
3. 発注方法について（確認事項）
4. 建設工事の予定価格及び最低制限価格の算出方法について（一部改正）
5. 工事費内訳書について（注意点）
6. 市内営業所（本社を除く）に係る入札参加条件について（方針）

■令和2年度の工事成績評定の結果等について

7. 過年度の工事成績評定の結果について（結果報告）

■令和3年度の建設工事における試行制度の実施内容について

8. 週休2日モデル工事の試行について（確認事項）
9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について（確認事項）

■その他

10. 社会保険等未加入対策について（確認事項）
11. 現場代理人の取扱いについて（確認事項）

■建設工事にかかる入札制度について

1. 等級の格付の基準について【確認事項】

工事の種類	格付区分		年間平均完成工事高	技術者
	等級	総合数値（※）		
土木一式工事	A	740点以上	100,000千円以上	1級2名以上
	B	640～739点	30,000千円以上	2名以上〔注①〕
	C	639点以下	—	—
建築一式工事	A	700点以上	50,000千円以上	1級2名以上
	B	540～699点	25,000千円以上	2名以上〔注①〕
	C	539点以下	—	—

注① 建設業法第7条第2号イロハ又は建設業法第15条第2号イロハに該当する者。

※ 格付区分の総合数値は、次に掲げる「客観的審査事項」の審査点数と「主観的審査事項」の審査点数を合わせた数値となります。

【客観的審査事項】

建設業法第27条の23第3項に基づく経営事項審査結果の「総合評定値(P)」の通知日が、前々年7月1日から前年6月30日までのものとする。

（令和3年度は、令和元年7月1日から令和2年6月30日までのもの。）

（令和4年度は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までのもの。）

【主観的審査事項】

(1) 特定建設業許可の有無

特定建設業の許可を有する場合、当該工種に10点を加える。

(2) 信用度

基準日（毎年3月31日）を含む年度において指名停止を受けた場合は、100点を限度に審査点数から減じる。

(3) 消防団員数

雲山市消防団に所属する代表者又は常勤従業員数に応じて次のとおり加える。

〔1人：10点 2人：15点 3人：20点 4人：25点 5人以上：30点〕

(4) 障害者雇用

市内在住の障害者を当年2月1日から起算して1年以上継続して雇用している場合10点を加える。

(5) 工事成績

基準日（毎年3月31日）の前年1月1日から12月31日までの1年間で、工事完成検査を実施した工事において、市が評定した工事成績を基に、各建設業者の工種別平均点を算出し、次の表の成績区分のとおり加える。

成績区分	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上
付与点	-40	-20	0	20	40

(6) 優秀工事表彰

基準日（毎年3月31日）の属する年度において雲仙市優秀工事表彰を受けた場合、当該表彰を受けた工事と同一の工種に30点を加える。

2. 工事発注基準について【確認事項】

工事発注基準表

工事の種類	等級	請負対象額
土木一式工事	A	20,000千円以上
	B	5,000千円以上 20,000千円未満
	C	5,000千円未満
建築一式工事	A	25,000千円以上
	B	5,000千円以上 25,000千円未満
	C	5,000千円未満

3. 発注方法について【確認事項】

【一般競争入札】

設計金額が原則として500万円以上の（災害復旧工事にあっては130万円を超える）建設工事を対象

【指名競争入札】

設計金額が原則として130万円を超え500万円未満の建設工事（災害復旧工事を除く）を対象

4. 建設工事の予定価格及び最低制限価格の算出方法について

改正あり

(1) 最低制限設計価格の算出方法（税抜き）

現 行		改正案（令和4年4月1日以降）	
工事の区分	最低制限設計価格	工事の区分	最低制限設計価格
土木工事、建築工事 （搬送設備工事を除く）、電気設備工事、電気通信工事、機械設備工事、管工事、舗装工事、防水工事、水道施設工事等	設計金額の90%	全ての建設工事	設計金額の90%
建築関連の搬送設備工事、解体工事	設計金額の80%		

改正なし

(2) 予定価格及び最低制限価格の算出方法（税抜き）

（1,000円未満の金額切捨て）

- (ア) 予 定 基 本 価 格＝設 計 価 格×事前ランダム係数（甲）
 予 定 価 格＝予 定 基 本 価 格×公開ランダム係数（a）
 (イ) 最低制限基本価格＝最低制限設計価格×事前ランダム係数（乙）
 最 低 制 限 価 格＝最低制限基本価格×公開ランダム係数（b）

改正なし

(3) ランダム係数の範囲

- ・事前ランダム係数（甲） 0.999～1.000（-0.1%）
 - ・事前ランダム係数（乙） 1.000～1.001（+0.1%）
 - ・公開ランダム係数（a） 0.999～1.000（-0.1%）
 - ・公開ランダム係数（b） 1.000～1.010（+1.0%）
- ※事前ランダム係数（甲）、（乙）は公表しません。
 ※公開ランダム係数（a）、（b）は開札後に公表します。

5. 工事費内訳書について【注意点】

＜一般競争入札で実施する入札案件について＞

数量総括表に掲げる費目、工種、種別及び細目並びに諸経費に相当する項目の単位、員数、単価及び金額を記載し、合計額は、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものを除く。）を設けずに記載してください。

また、内訳書の様式は任意としておりますが、内訳書表紙を雲仙市HP「様式・書式・契約書」に「工事費内訳書表紙（例）」を掲載しておりますので、参考にしてください。

＜指名競争入札で実施する入札案件について＞

上記の取り扱いに準じますが、積算内訳が分かる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、その他経費等を記載した任意様式でも構いません。

又は、下記の様式（ホームページに掲載）でも可とします。

雲仙市長 金澤 秀三郎 様					
工 事 番 号					
工 事 名					
積算内訳書		（消費税及び地方消費税を除く。）			
直接工事費			円		
共通仮設費			円		
現場管理費			円		
一般管理費			円		
その他経費			円		
合計			円		
住 所					
商号又は名称					
代表者氏名					

6. 市内営業所（本社を除く）に係る入札参加条件について【方針】

「市内建設業の育成」、「適正な条件のもとでの競争性・公正性の確保」を基本原則としつつ、雇用の確保及び拡大に寄与できる入札制度とすべく、これまでどおり市内本社を基本としながら、雇用面で市に貢献のある市内営業所について、一定の制限のもとでの入札参加条件を試行しています。

- 市内本社への発注を基本とします。但し、競争性確保の観点から、市内営業所（本社を除く）、市外の営業所へと拡大する場合があります。なおその際、市民の常勤雇用従業員数等を考慮します。
- 当該年度中に公告する制限付一般競争入札において、建築一式工事を除く全ての工種の入札のうち、2件まで入札に参加できる条件とします。
ただし、1件目の入札において落札をした者は、当該年度中は他の入札に参加できないものとし、同日に開札を行う入札に、2件の入札参加はできないものとなります。（同日開札日の入札に1件の入札参加とします。）
- 大規模な工事においては、本方針によらず工事ごとに定めます。

■令和2年度の工事成績評定の結果等について

7. 過年度の工事成績評定の結果について【結果報告】

(1) 評点範囲別集計

点数集計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比 (R1年度：R2年度 構成割合)
評価対象件数	72件	82件	74件	
基準点	65点	65点	65点	
最高点	77点	82点	80点	
最低点	63点	60点	39点	
80点以上	0件	2件	2件	0.27%
75点～79点	9件	9件	11件	3.89%
70点～74点	31件	33件	39件	12.46%
65点～69点	29件	36件	21件	▲15.53%
60点～64点	3件	2件	0件	▲2.43%
60点未満	0件	0件	1件	1.35%
全体平均点	70.15点	70.36点	71.12点	

(2) 工種別集計

工種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	平均点数	件数	平均点数	件数	平均点数
土木一式	34件	70.4点	24件	71.9点	36件	71.5点
建築一式	17件	69.3点	8件	73.5点	10件	71.4点
水道設備	8件	69.5点	4件	69.0点	8件	68.5点
管	1件	72.0点	23件	67.9点	2件	69.5点
電気・電通	2件	70.0点	9件	70.8点	6件	72.2点
解体	0件	0.0点	1件	67.0点	2件	69.0点
舗装	8件	72.1点	7件	70.3点	5件	72.6点
とび土工 他※1	2件	68.0点	6件	70.3点	5件	71.0点

※1 機械器具、浚渫、さく井、鋼構造物

■令和3年度の建設工事における試行制度の実施内容について

8. 週休2日モデル工事の試行について【確認事項】

<試行目的>

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっているため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的として試行的に実施しています。

<試行対象工事>

市発注の工事で設計金額1,000万円以上の請負工事を対象としています。

※試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記しています。

<試行対象外工事>

- 営繕事業、港湾・漁港事業に係る工事
- 災害復旧工事
- 工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事
- 供用を控える等、工期に制約がある工事

<試行内容>

- 週休2日とは4週8休を基本とするが、「4週6休」の休日を確保することとしています。実施の希望がない場合又は未達成の場合は、補正を減じた変更契約を行います。

休日は1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を言います。

- 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を言います。
- 休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とします。
- 下請業者に対しては、協力の依頼をお願いします。

<試行方式>

- 対象期間内において、現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の水準に達する状態であることを確認します。
- 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保して下さい。

なお、気象条件等により現場作業を中止した場合は、「現場閉所」および「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とします。

<その他>

- 「週休2日モデル工事」の実施の有無を監督職員と協議し、施工計画書の提出前までに実施の有無を工事打合せ簿に明記し、発注者に提出をお願いします。
- 対象期間中、「週休2日モデル工事」であることを現場に看板等に掲示していただき、現場周辺へ「宣言」をお願いします。
- 休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出をお願いします。
- 工事完了後、「週休2日モデル工事」の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力をお願いします。
- 詳細については、『週休2日モデル工事の試行要領』をご確認下さい。

※試行要領については、現在まで3回の改定を行っています。

※HP掲載：入札・契約情報 > 入札・契約に関する制度等 > 要綱等

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について【確認事項】

<試行目的>

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行的に実施しています。

<試行対象工事>

雲仙市が発注する工事（水道事業^(注1)、営繕事業は除く）において、主たる工種が屋外作業である工事を対象としています。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除きます。

※試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記しています。

※工事着手前に施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法を及び計測結果の報告方法を記載する必要があります。

(注1) 水道事業については、水道事業実務必携に基づいて算出しています。

<補正の内容>

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温（30度以上^(注2)又は暑さ指数〔WBGT〕^(注3)が25度以上となる日）の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算します。なお、補正は変更契約にて行います。

(注2) 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防として、当面の間、日最高気温が30度以上」から「日最高気温が28度以上」と読み替えて実施します。

(注3) WBGTとは、湿度、輻射熱、気温を取り入れた指数を言います。

<積算方法等>

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

$$\text{熱中症補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

<その他>

詳細については、『熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について』をご確認下さい。

※HP掲載：入札・契約情報 > 入札・契約に関する制度等 > 要綱等

■その他

10. 社会保険等未加入対策について【確認事項】

市発注の建設工事における社会保険等未加入対策として、令和2年5月1日の雲仙市建設工事請負契約書の改正（契約書第7条の2）より、「社会保険未加入業者を下請契約（一次下請）の相手方としてはならない」としていません。

施工中（施工プロセスチェック時）や完成検査時等には、施工体制台帳により社会保険等の未加入が無いかの確認と指導等を行っています。

また、全ての下請契約において、見積書や契約内訳書に現場作業員の法定福利費（社会保険料の事業主負担分）が明示されているかも併せて確認していますので、社会保険等の加入を促進するため、見積りの際に法定福利費の確認をお願いします。

【参考】

事業所の形態	常用労働者の数	雇用保険	健康保険 (いずれか加入)	年金保険	適切な保険の範囲
法人	1人～	雇用保険 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	3保険
個人事業主	5人～	雇用保険 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	3保険
	1人～4人	雇用保険 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険 （健康保険と年金保険は個人で加入）
一人親方	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	— （健康保険と年金保険は個人で加入）※3

【凡例】

- 事業主が労働者を加入させる義務があるもの（施工体制台帳で「加入」となってなければならない）
- 個人で加入するもの

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る。

1 1. 他工事と現場代理人が兼務できる場合の取扱いについて 【確認事項】

平成29年3月27日付け28雲契第154号にて通知しています「現場代理人の取扱いについて」において、他工事と兼務できる条件と兼務できる場合の工事等を記載しています。

兼務できる条件と兼務できる場合の工事を満たす場合は、現場代理人の兼務をすることができます。

<兼務できる条件>

- 監督職員の求めに応じて、工事現場に速やかに向かう等の適切な対応を行うこと。
- 現場代理人は、兼務するいずれかの現場に常駐することを原則とし、1日に1回以上、兼務する全ての工事現場を巡回し、その運営、取締りを行うこと。

<兼務できる場合の工事>

① 密接な関係にある工事

市内の公共工事（発注者が国・県等の場合を含む）において、「同一の建設業者」が「同一の場所又は隣接する地区（雲仙市発注工事以外と兼務する場合は10km程度以内）」で、「密接な関係のある二以上の工事」を施工する場合。

ただし、各々が建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）であること。

兼務できる工事の件数は、原則2件としています（主たる工事を除く）。

② 一体性が認められる工事（随意契約）

雲仙市が発注する工事において、「同一の建設業者」と締結する「契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事」であって、「それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）」場合。

兼務できる工事の件数に制限は設けていません。

③ 設計金額500万円未満の災害復旧工事

雲仙市が発注する工事において、「同一の建設業者」が「同一の場所又は隣接する地区」で、「建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事（配置技術者の専任が必要とされない工事）」と、「設計金額が500万円未満の災害復旧工事」を施工する場合。

兼務できる工事の件数は、原則2件としています（主たる工事を除く）。

<監督職員への報告及び承諾>

① 密接な関係にある工事

現場代理人兼務承諾協議書（様式1）により、「密接な関連がある工事」であることの承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人決定通知書に添付して提出して下さい。

また、雲仙市以外の発注機関の公共工事と兼務する場合は、他発注機関から現場代理人兼務承諾書（様式2）により承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人決定通知書に添付して提出して下さい。

② 一体性が認められる工事（随意契約）

特段の報告は必要ありません。

③ 設計金額500万円未満の災害復旧工事

現場代理人を兼務する旨を現場代理人決定通知書に記載して提出して下さい。

<その他>

・「密接な関係にある工事」とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）を想定しています。

・「隣接する地区」とは、市内の隣接町としています。

※HP掲載：入札・契約情報 > 入札・契約に関する制度等 > 要綱等